

「非正規雇用」の現状と課題

非正規雇用の現状

非正規雇用労働者は、平成 6 年から平成 16 年までの間に増加し、以降現在まで緩やかに増加しています（役員を除く雇用者全体の 37.4%・平成 26 年平均）。

近年、非正規雇用労働者に占める 65 歳以上の割合が高まっています。

また、雇用形態別にみると、近年、パート、アルバイトが増加しています。

【正規雇用と非正規雇用労働者の推移】

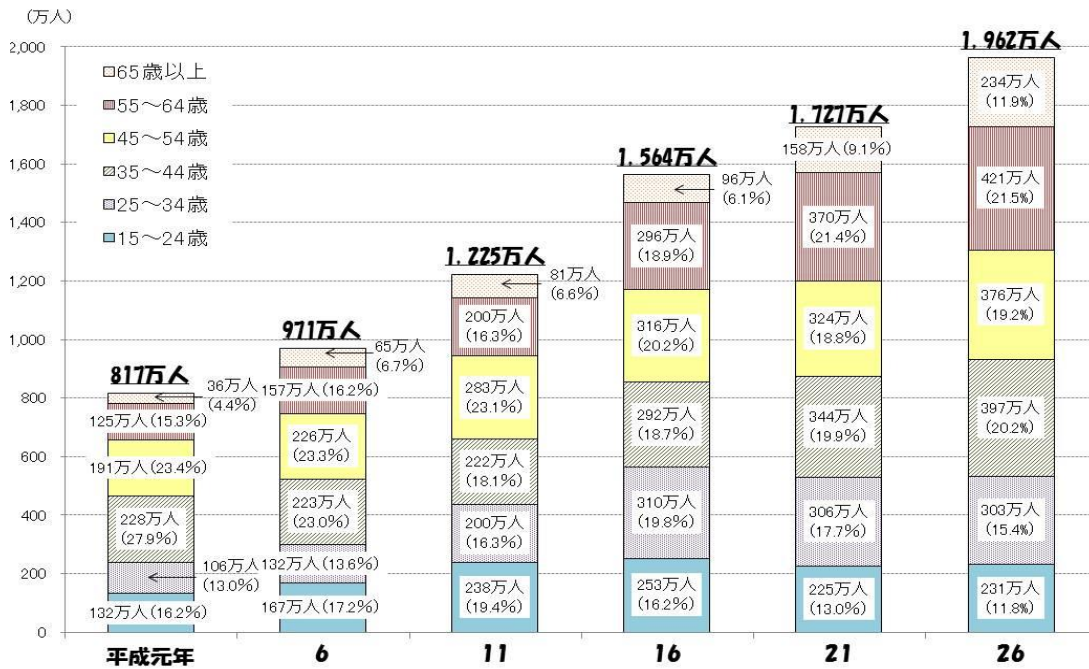


(資料出所) 平成 11 年までは総務省「労働力調査 (特別調査)」(2 月調査) 長期時系列表 9、平成 16 年以降は総務省「労働力調査 (詳細集計)」(年平均) 長期時系列

表 10

- (注) 1) 平成 17 年から平成 23 年までの数値は、平成 22 年国勢調査の確定人口に基づき、
 2) づく推計人口（新基準）に切替え集計した値。
 3) 平成 23 年の数値、割合及び前年差は、被災 3 県の補完推計値を用いて計算した値。
 4) た値。
 5) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
 6) 正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。
 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

【非正規雇用労働者の推移（年齢別）】

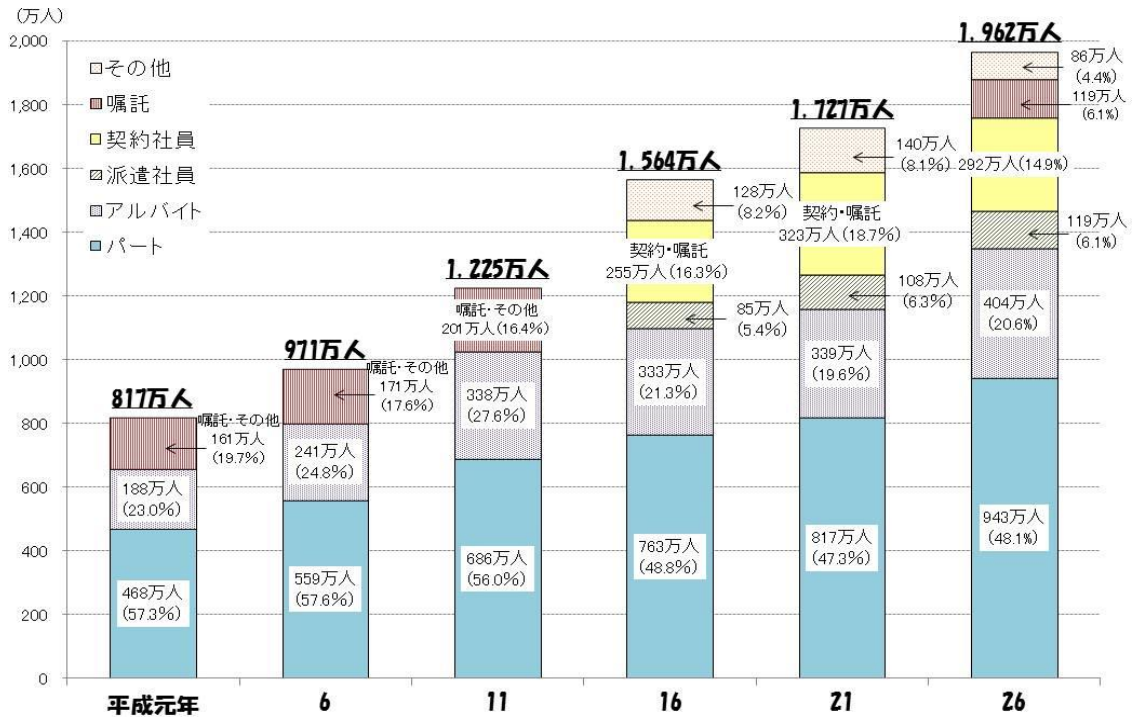


(資料出所) 平成 11 年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2 月調査）長期時系列表 9、平成 16 年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表 10

- (注) 1) 平成 21 年の数値は平成 22 年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）
 2) に切替え集計した値。
 3) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
 4) 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣

事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
割合は、非正規雇用労働者全体に占める各年齢層の割合。

【非正規雇用労働者の推移（雇用形態別）】



(資料出所) 平成 11 年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2 月調査）長期時系列表 9、平成 16 年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表 10

- (注) 1) 平成 21 年の数値は平成 22 年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切替え集計した値。
2) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
3) 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
4) 平成 11 年以前では、非正規雇用労働者の内訳は、「パート」「アルバイト」「嘱託・その他」。

平成 16、21 年では、非正規雇用労働者の内訳は、「パート」「アルバイト」「派遣社員」「契約・嘱託」「その他」。

平成 26 年では、非正規雇用労働者の内訳は、「パート」「アルバイト」「派遣社員」「契約」「嘱託」「その他」。

割合は、非正規雇用労働者全体に占める雇用形態別の割合。

正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている者（不本意非正規）の割合は、非正規雇用労働者全体の 18.1%となっています。

【不本意非正規の状況】

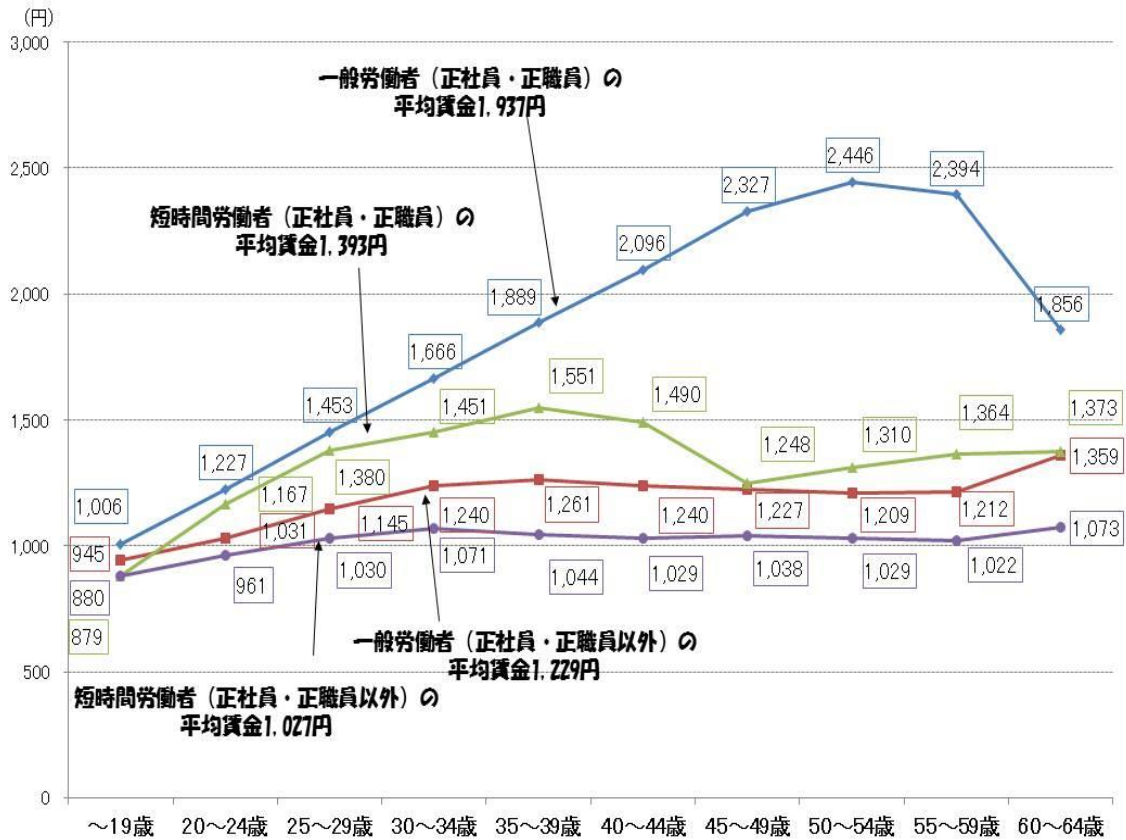
	人 数 (万人)	割 合 (%)
全 体	331	18.1
15～24歳	33	15.1
25～34歳	80	28.4
35～44歳	70	18.7
45～54歳	65	18.3
55～64歳	66	16.9
65歳以上	19	8.8

(資料出所) 総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成 26 年平均） 第 2-16 表

- (注) 1) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
- 2) 「不本意非正規」とは、現職の雇用形態（非正規雇用）についての主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者。
- 3) 割合は、非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態についての主な理由に関する質問に対して、回答をした者の数を分母として算出している。
- 4)

非正規雇用には、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しい、セーフティネットが不十分等の課題があります。

【賃金カーブ（時給ベース）】



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成 26 年) 雇用形態別表：第 1 表

- (注) 1) 賃金は、平成 26 年 6 月分の所定内給与額。
 一般労働者の平均賃金は、所定内給与額を所定内実労働時間数で除した値。
 2) 一般労働者：常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者。
 短時間労働者：同一事業所の一般の労働者より 1 日の所定労働時間が短い
 又は 1 日の所定労働時間が同じでも 1 週の所定労働日数が少ない労働者。
 3) 正社員・正職員：事業所で正社員・正職員とする者。
 正社員・正職員以外：事業所で正社員・正職員以外の者。
 4)
 5)
 6)

適用されている各種制度割合は、正社員に比べて正社員以外は大きく下回っています。

【各種制度の適用状況】

(%)	雇用保険	健康保険	厚生年金	退職金制度	賞与支給制度
正社員	99.5	99.5	99.5	78.2	83.2
正社員以外	65.2	52.8	51.0	10.6	32.4

(資料出所) 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成 22 年) 個人

(注) 1) 調査：第 14 表

2) 正社員：雇用している労働者で雇用期間の定めのない者のうち、パートタイム労働者や他企業への出向者などを除いた、いわゆる正社員。

正社員以外：「契約社員」「嘱託社員」「出向社員」「派遣労働者」「臨時的雇用者」「パートタイム労働者」「その他」である者。